

## 「広島大学外国人留学生を援助する会」への入会のお願い

学生部教務課

本学には、現在世界43か国、約400名の外国人留学生が学んでおります。外国人留学生は、母国を遠く離れ異国での、言語、風俗、習慣等の違いなどから、勉学、住居、経済生活等、日々我々の想像を越えた困難に直面していると思われま

す。  
本学では、これらの外国人留学生を支援するため、昭和50年に教職員の有志により「広島大学外国人留学生を援助する会」が発足しました。昨年6月には、教職員の皆様に協力を呼びかけ、多数の賛同を得て「広島大学外国人留学生を援助する会」を発展拡大させ、現在、私費外国人留学生に対し奨学金の支給等の活動が行えるようになりました。

しかしながら、私費外国人留学生は年ごとに急激に増加してきており、現行の支援体制では近々初期の目的さえ達成できなくなる恐れもあります。従って新年度を迎え、留学生急増に対応できる支援体制づくりを目指し、より多くの教職員の皆様に協力を呼びかけることにしました。

つきましては、本会の趣旨にご理解、ご賛同下さいまして、ぜひご加入いただき、お力添え賜りたくお願いいたします。

なお、入会に関するお問い合わせは教務課留学生係へお尋ねください。

広島大学外国人留学生を援助する会会則

昭和50年5月13日

部局長連絡会議  
評議会 了承

改正 昭和63.5.24・昭和63.9.13

- 1 本会は、広島大学で勉学する外国人留学生を経済的に援助することを目的とする。
- 2 本会は、前項の目的を達成するために、会員の拠出する会費及び寄付金をとりまとめ、広島大学学生部を通じ奨学金の支給・貸付金の貸与及びその他必要な援助を行う。
- 3 本会の会員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 広島大学教職員のうち任意の入会者
  - (2) 学外者のうち任意の入会者
- 4 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長
  - (2) 幹事 3名
  - (3) 監事 2名
- 5 会長は、学長をもつて充て、本会を代表し、会務を総括する。
- 6 幹事は、事務局長、学生部長及び学生交流専門委員会専門委員長をもつて充て、本会の業務の重要な事項を審議する。
- 7 監事は、学生課長及び厚生課長をもつて充て、会計監査を行う。
- 8 本会の会計は、会費(月額1口500円)及び寄附金をもつて充て、年度末に監事の監査を経て、毎年6月に会員に対し会計報告を行う。
- 9 奨学金の支給については、別に定める。
- 10 貸付金の貸与は、原則として5万円を限度とする。貸付金は、貸与を受けた翌月から10カ月以内に一括又は割賦返済するものとする。ただし、帰国予定者は、帰国1カ月前に全額を返済するものとする。
- 11 本会の事務は、学生部教務課で処理する。

附 則

本則2の会員の拠出金は、広島大学国際交流基金の整備状況に応じて、同基金に移管するものとする。